

認可保育所の指導検査について (会計経理)



東京都 福祉局 指導監査部

指導第二課 保育施設検査担当



認可保育所(特定教育・保育施設)の会計経理

- ◆ 子ども・子育て支援制度により、認可保育所の主たる収入は保育所運営費から施設型給付へ

※法第24条の規定により、私立保育所においては、委託費として支払

- ◆ 委託費は、教育・保育に要する費用として支弁された公金である。なお、委託費については、使途制限が設けられている。



会計経理に関する主な指摘事項

- ◆ 計算書類を適正に作成していない。
- ◆ 契約を適正な方法により行っていない。
- ◆ 他の拠点区分への貸付を年度内に補填していない。
- ◆ 前期末支払資金残高の取崩しを適正に行っていない。
- ◆ 固定資産の管理を適正に行っていない。
- ◆ 収支計算分析表を提出していない。



管理組織の確立

主に社会福祉
法人の施設

- ◆ 会計責任者：経理事務に関する責任者
- ◆ 出納職員：会計責任者に代わり経理事務を行う職員
- ◆ **会計責任者は出納職員を監督しなければならない。**

(会計責任者及び出納職員) * モデル経理規程(東社協版)抜粋

第9条 当法人は、経理事務を行うため、会計責任者を置く。

3 会計責任者に代わって経理事務を行わせるため、出納職員を置く。

4 会計責任者及び出納職員は理事長が任命する。

5 会計責任者は、出納職員を監督しなければならない。



会計帳簿の整備

主に社会福祉
法人の施設

- ◆ 会計責任者は、主要簿及び補助簿の記録を適宜確認すること。

【主要簿】 仕訳日記帳、総勘定元帳

【補助簿】 経理規程に定めたもの（現金出納帳等）

(会計帳簿等) *モデル経理規程(東社協版)抜粋

第12条

5 会計責任者は、補助簿の記録が総勘定元帳の記録と一致していることを適宜確認し、主要簿及び補助簿の正確な記録の維持に努めなければならない。



収入の手続

主に社会福祉
法人の施設

- ◆ 金銭の収入に当たっては、領収書を発行すること。
- ◆ 入金した金銭は、直接支出に充てることなく、定められた期限内に、金融機関に預け入れること。

(収入の手続、収納した金銭の保管) * モデル経理規程(東社協版)抜粋
第23条 金銭の収納は、収入承認に関する書類に基づいて行わなければならぬ。

- 2 金銭の収納に際しては、出納職員は、所定の用紙に所定の印を押した領収書を発行するものとする。
- 3 銀行等の金融機関への振込の方法により入金が行われた場合で、前項に規定する領収書の発行の要求がない場合には、領収書の発行を省略することができる。

第24条 収納した金銭は、これを直接支出に充てることなく、受入後すみやかに金融機関に預け入れなければならない。



支出の手続

主に社会福祉
法人の施設

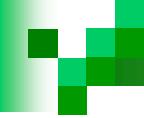
- ◆ 金銭の支払いは、請求書等に基づき、会計責任者の承認を得て行うこと。
- ◆ 現金収入と支出（小口現金等）は明確に区別すること。

（支出の手続） * モデル経理規程（東社協版）抜粋

第26条 金銭の支払いは、受領する権利を有する者からの請求書並びにその他取引を証する書類に基づいて行う。

- 2 金銭の支払いを行う場合には、会計責任者の承認を得て行わなければならない。
- 3 会計責任者は、第1項の書類を照合し支払金額及び支払内容に誤りがないことを確かめた上で、支払いの承認を行わなければならない。





小口現金

主に社会福祉
法人の施設

- ◆ 経理規程の定め(限度額等)を遵守し、また、購入等の承認手続を適切に行うこと。

(小口現金) * モデル経理規程(東社協版)抜粋

第28条 以下の場合に限り、定額資金前渡制度による資金(以下「小口現金」という。)をもって行う。

(1) 1件〇万円を超えない常用雑費

(2) 慣習上現金をもって支払うこととされている支払い

3 小口現金の限度額は、〇〇区分ごとに〇万円とする。

4 小口現金は、毎月15日及び末日(該当日が土曜、日曜に係る場合は前日)に会計責任者の承認に基づく支出額の精算及び主要簿への記帳を行うとともに、預金からの引き出しにより補充するものとする。

月次報告

主に社会福祉
法人の施設

- ◆ 会計責任者は、毎月末日における月次試算表を作成し、期日までに、理事長に提出すること。
- ◆ 月次試算表により予算の執行状況を確認し、必要に応じて補正予算を編成すること。

(月次報告) * モデル経理規程(東社協版)抜粋

第32条 会計責任者は、各拠点区分ごとに毎月末日における月次試算表を作成し、翌月〇日までに理事長に提出しなければならない。

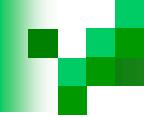




契約事務

主に社会福祉
法人の施設

- ◆ 契約においては、競争入札が原則であるが、合理的な理由により随意契約にすることが可能である。なお、複数の業者から見積もりを徴取・比較するのは競争入札ではなく、随意契約である。
- ◆ 契約を結ぶに当たり、契約締結の必要性を稟議書等の文書により記録すること。
- ◆ 価格による随意契約の場合、原則3社以上見積もりを取ること。なお、一定金額を超えない契約金額の場合には、2社以上の見積もりで差し支えないこと。
- ◆ 契約の履行確保のため、契約締結の際は契約書等を作成すること。
- ◆ 繼続的な契約を行う場合も、必要に応じて価格調査等を行うこと。



委託費の使途制限

全施設

◆ 委託費は、

子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する

委託費の経理等について

(平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号)

(以下、経理等通知)

により、厳格な使途制限がある一方、

(参考)

弾力的な運用も認められている。

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する
委託費の経理等について」の運用等について

(平成27年9月3日府子本第256号・雇児保発0903第2号)

(以下、経理等運用通知)



主な委託費の弾力運用

全施設

◆ 経理等通知1(2) の要件をすべて満たすと、

- 人件費・管理費・事業費の**相互流用**ができる。
- ①**人件費積立資産**
- ②**修繕積立資産**
- ③**備品等購入積立資産**

に**積み立て**ることができる。

※各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合には、事前に区市町村経由で都の承認を受けた場合に使用することができる。



主な委託費の弾力運用

全施設

◆さらに、経理等通知1(4)の要件のいずれかを満たすと、

処遇改善等加算の基礎分として加算された額に相当する額の範囲内で

- 同一の設置者が設置する保育所等に係る**別表2**に掲げる経費等に充てができる。

別表2 (同一設置者の**保育所**等)

- 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下②及び③において同じ。）
- 保育所等の土地又は建物の賃借料
- 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出
- 保育所等を経営する事業に係る租税公課

別表2の3の保育所等の施設・設備整備のための積立支出については、**「保育所施設・設備整備積立資産」（※）**を**積み立て**ることができる。

※同一の設置者が設置する他の保育所等の施設・設備に充てようとする場合は、事前に区市町村経由で**都の承認を受けた**場合に使用することができる。



主な委託費の弾力運用

全施設

◆ 経理等通知1(2)に記載の要件（いわゆる「第1段階」）
次の要件のすべてが満たされている場合

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第146号）第45条第1項の基準が遵守されていること
- ② 委託費に係る交付基準及びそれに関する通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。
- ③ 給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されていること。
- ④ 給食について必要な諸経費が適正に確保されていること。
- ⑤ 入所児童に係る保育が保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。
- ⑥ 運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質向上に努めていること。
- ⑦ その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。



主な委託費の弾力運用

全施設

◆ 経理等通知1(4)に記載の要件(いわゆる「第2段階」)

経理等通知1(2)の①から⑦までの要件をすべて満たし
+ 別表1に掲げる事業等のいすれかを実施

別表1 (要約)

- ① 延長保育事業及びこれらと同様の事業と認められるもの
- ② 一時預かり事業（当分の間は一時保育促進事業も含む）
- ③ 乳児を3人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ
- ④ 地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業
- ⑤ 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、特別児童扶養手当の支給対象障害児の受入れ
- ⑥ 家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業
- ⑦ 休日保育加算の対象施設
- ⑧ 病児保育事業又はこれと同様の事業



主な委託費の弾力運用

全施設

◆さらに、経理等通知1(5)の要件をすべて満たすと

①処遇改善等加算の基礎分として加算された額に相当する額の範囲内で

➢ 子育て支援事業に係る**別表3** 及び社会福祉施設等に係る**別表4** に掲げる経費等に充てることができる。

別表3 (同一設置者の子育て支援事業)

- ①子育て支援事業を実施する建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費（子育て支援事業に必要なものに限る。以下②において同じ。）
- ②①の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出

※子育て支援事業とは

子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業及び同法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業により助成を受けた企業主導型保育事業

別表4 (同一設置者の社会福祉施設等)

- ①社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費（社会福祉施設等を経営する事業に必要なものに限る。以下②及び③において同じ。）
- ②社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料
- ③以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出
- ④社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課

※社会福祉施設等とは

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の使用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号）別表3に掲げる施設



主な委託費の弾力運用

全施設

②委託費の3か月分に相当する額の範囲内まで

- 子育て支援事業に係る**別表3** 及び保育所等に係る**別表5**に掲げる経費等に充てることができる。

別表3 (同一設置者の**子育て支援事業**)

- 子育て支援事業を実施する建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費（子育て支援事業に必要なものに限る。以下②において同じ。）
- ①の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出

別表5 (同一設置者の**保育所等**)

- 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費（保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下②及び③において同じ。）
- 保育所等の土地又は建物の賃借料
- 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還
- 保育所等を経営する事業に係る租税公課



主な委託費の弾力運用

全施設

◆ 経理等通知1(5)に記載の要件(いわゆる「第3段階」)

経理等通知1(2)の①から⑦までの要件をすべて満たし

- + 別表1に掲げる事業等のいすれかを実施
- + 次の要件のすべてが満たされる場合

- ① 計算書等（計算書類）を保育所に備え付け、閲覧に供する。
- ② 毎年度、次のア又はイを実施
 - ア 第三者評価加算の認定
 - イ 苦情解決の仕組みの周知、第三者委員の設置、苦情内容及び解決結果の定期的な公表など利用者の保護に努める。
- ③ 処遇改善等加算の賃金改善要件を満たす。

※②イについて

入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表については、保育サービスの利用者のみならず、一般に対しても、ホームページ及び広報誌等の活用などにより行うことが求められています。

<経理等運用通知 問1 2 >



主な委託費の弾力運用

全施設

◆ 経理等通知1(6)により、「第3段階」までの要件を満たすと、

- ①人件費積立資産
- ②保育所施設・設備整備積立資産

に**積み立て**ることができる。

※各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合には、事前に区市町村経由で都（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）の承認を受けた場合に使用することができる。



前期末支払資金残高の取扱い

全施設

- ◆ 経理等通知 1(5)の要件を満たす場合においては、あらかじめ区市町村経由で都（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）の承認を得た上で、

▶当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。

①**法人本部の運営に要する経費**

②社会福祉法に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、**施設設備の整備等に要する経費**

③公益事業（子育て支援事業を除く。）の運営、施設設備の整備等に要する経費

※東京都の補助金等の交付対象となっていた保育所が前期末支払資金残高を取崩し、同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業等に係る経費に充当しようとすると場合、その充当対象施設はそれぞれ都内に所在する施設及び事業に限る。

【通知】令和2年1月19日付2福保子保第3496号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」に係る都内私立保育所における取扱いについて

当期末支払資金残高の保有

全施設

- ◆ 当期末支払資金残高は、…（略）…、当該年度の委託費収入※の30%以下の保有とすること。

<経理等通知 3(2)>

※ ここでいう委託費収入には、「東京都保育士等キャリアアップ補助金」と「東京都保育サービス推進事業補助金」を含みます。その他の区市町村補助金等については、算定に該当する補助金を各区市町村にお問い合わせください。

- ◆ 30%を超える場合は、「将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるよう計画を作るよう指導を行い、それでもなお、委託費収入の30%を超えている場合については、超過額が解消されるまでの間、改善基礎分について加算を停止すること。」

<経理等運用通知 問 2 1 >



委託費の貸付

全施設

- ◆ 委託費の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、**当該法人の経営上やむを得ない場合**に、**当該年度内に限って認められる**ものであること。

なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は**一切認められない**こと。

<経理等通知 4(2)>

- ◆ **当該法人の経営上やむを得ない場合とは、**

他の拠点区分において、補助金収入等の遅れにより、資金不足が生じた場合等である。

<経理等運用通知 問14>



委託費の適正管理の徹底について



全施設

◆ 委託費の適正管理について

複数施設及び複数事業の積立資産及び現金預金を、法人本部等の同一の預金口座で、一括して管理する場合は、内訳表の作成等により、預金口座残高の内訳がわかるよう資金管理を行う必要がある。

○内訳表のイメージ

○○銀行○○支店 口座No123456

拠点区分	預金（流動資産）	○○積立資産	合計
○○（株）本部	500,000	0	500,000
○○保育園 A	2,500,000	2,000,000	4,500,000
○○保育園 B	3,500,000	1,500,000	5,000,000
合 計	6,500,000	3,500,000	10,000,000

↑ 残高証明書の残高

社会福祉法人以外の者の経理処理

社会福祉法人以外の施設

社会福祉法人以外の者が運営する保育所については、以下の条件により経理処理を行う必要があるので留意すること。



保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号）

第1の3（3）②社会福祉法人以外の者に対する設置認可の際の条件

- イ 平成26年内閣府令第39号第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、**保育所を経営する事業に係る区分**を設けること。
- ウ 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。
- エ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、積立金・積立資産明細書を作成すること。
なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、**(略)貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び借入金明細書、及び基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。**
- オ 每会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、都道府県知事に対して提出すること。
 - (ア) 前会計年度末における貸借対照表
 - (イ) 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
 - (ウ) 保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書
ただし、(以下略)

企業会計から社会福祉法人会計基準への組替

社会福祉法人以外の施設

- ◆ 認可保育所の決算書は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。
- ◆ 企業会計で作成した決算書から組み替えて、社会福祉法人会計基準により決算書を作成している場合には、企業会計で作成した総勘定元帳と金額が一致しない項目について、その理由及び金額を管理する必要がある。

企業会計

総勘定
元帳

残高
試算表

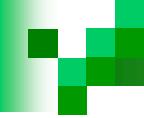
社会福祉法人会計基準

組 替

貸借対照表
事業活動計算書
資金収支計算書

組替表等の作成により管理





指導検査の意義

☆子供のため

… 保育の質の向上

☆保護者のため

… 安心・安全の確保

☆園及び職員のため … リスクマネジメント



今後とも御協力をお願い申し上げます